

14 次防取組状況点検票 の提出をお願いします



大分労働局が策定した第14次労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）においては、労働者の協力の下で事業者が実施するアウトプット指標を定め、その指標の達成に向け、国、事業者、労働者が一体となって推進していくこととしています。

つきましては、指標の達成状況の把握を通じて事業場の安全衛生管理の自主的な改善に役立てていただくため、**14 次防取組状況点検票**に記載の項目を点検の上、**下記のいずれかの方法**で、点検結果を管轄の労働基準監督署へご提出いただきますようお願いいたします。

なお、令和5年度以降に提出済で、かつ、最後の提出時から回答内容に変更がない場合は提出不要です。

回答方法

NEW

WEB 上で回答する



14 次防特設ページ（下記参照）から「WEB 回答」を選択して各項目に回答してください。回答内容は管轄の労働基準監督署へ送信されます。

電子メールで送付する

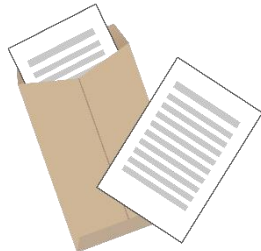
① 点検票に回答を記入後、PDF 化して管轄の労働基準監督署へメール送信してください。



② または14 次防特設ページから点検票をダウンロードして回答後、同ファイルを管轄の労働基準監督署へメール送信してください。

郵便で送付する

点検票に回答を記入して、管轄の労働基準監督署あてに郵送してください。



監督署又は説明会へ持参する

点検票に回答を記入して、管轄の労働基準監督署の窓口又は労働基準監督署主催の説明会受付へ提出してください。



14 次防特設ページ

https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/14ji_rousaikeikaku.html



←二次元コードから

大分労働局 14 次防



←検索エンジンから



大分労働局 各労働基準監督署

R7 年 4 月

14 次 防 取 組 状 況 点 検 票

大分労働局で策定した「第14次労働災害防止計画」※¹においては、労働者の協力の下で事業者が実施するアウトプット指標を定め、その指標の達成に向け、国、事業者、労働者が一体となって推進していくこととしています。

つきましては、指標の達成状況の把握を通じて事業場の安全衛生管理の自主的な改善に役立てていただくため、下記にご記入いただき、管轄の労働基準監督署へご提出いただきますようお願いいたします。



※¹14次防全文
&リーフレット

事業場名称				本 票 作 成 日	
所 在 地	(〒 -)	労働 者 数	人	業 種	

1	転倒災害防止対策をハード、ソフト両面で実施していますか	☐ 実施している	☐ 実施していない
2	正社員以外の労働者への安全衛生教育を実施していますか	☐ 実施している	☐ 実施していない ☐ 正社員のみである
3	「エイジフレンドリーガイドライン」※ ² に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施していますか	☐ 実施している	☐ 実施していない ☐ 60歳以上がいない
4	外国人労働者に母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、分かりやすい方法で労働災害防止教育を実施していますか	☐ 実施している	☐ 実施していない ☐ 外国人労働者がいない
該当する業種の問いに回答してください	5 【陸上貨物運送事業】荷主となる事業場含む 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」※ ³ に基づく措置を実施していますか	☐ 実施している	☐ 実施していない
	6 【建設業】墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組を実施していますか	☐ 実施している	☐ 実施していない
	7 【製造業】「崩壊、倒壊」及び機械による「はさまれ、巻き込まれ」の防止対策の取組を実施していますか	☐ 実施している	☐ 実施していない
	8 【林業】「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」※ ⁴ に基づく措置を実施していますか	☐ 実施している	☐ 実施していない
	9 【保健衛生業】＝病院、診療所、社会福祉施設など 介護・看護作業においてノーリフトケアを導入していますか	☐ 導入している	☐ 導入していない
10	年次有給休暇の取得率※ ⁵ は何パーセントですか	%	
11	勤務間インターバル制度※ ⁶ を導入していますか	☐ 導入している	☐ 導入していない
12	メンタルヘルス対策に取り組んでいますか	☐ 取り組んでいる	☐ 取り組んでいない
13	ストレスチェックを実施していますか	☐ 実施している	☐ 実施していない
14	労働者に対して必要な産業保健サービス※ ⁷ を提供していますか	☐ 提供している	☐ 提供していない
15	危険性又は有害性が把握されている化学物質※ ⁸ について、ラベル表示を行っていますか	☐ 実施している	☐ 実施していない ☐ 化学物質取扱いなし
16	危険性又は有害性が把握されている化学物質※ ⁸ について、SDSの交付を行っていますか	☐ 実施している	☐ 実施していない ☐ 化学物質取扱いなし
17	危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを実施していますか	☐ 実施している	☐ 実施していない ☐ 化学物質取扱いなし
18	17のリスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施していますか	☐ 実施している	☐ 実施していない ☐ 化学物質取扱いなし
19	熱中症災害防止のために「暑さ指数（WBGT値）」を把握して活用していますか	☐ 実施している	☐ 実施していない

※は裏面を参照してください。また、点検表の提出先、提出方法は裏面に記載しています。

参考1 各種ガイドラインについて

点検票に記載されている各種ガイドラインは、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。また、次の二次元バーコードから確認することもできます。

※²エイジフレンドリーガイドライン
(正式名称＝高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



※³陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン



※⁴チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン



安全衛生関係リーフレット



参考2 用語の解説について

※⁵年次有給休暇の取得率 $= \frac{\text{労働者全体の年次有給休暇取得日数の合計}}{\text{労働者全体の年次有給休暇付与日数の合計}} \times 100$

※⁶勤務間インターバル制度

一日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間(インターバル)を確保する仕組みです。



※⁷産業保健サービス

必要な産業保健サービスの具体例は以下のとおりです。

- ・労働安全衛生法の健康診断結果に基づく保健指導
- ・健康診断で所見が認められた者や要治療者など治療・服薬・就業上の配慮等の健康管理上の措置が必要な者に対する指導、支援、相談
- ・睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談
- ・メンタルヘルス対策(ストレスチェックの実施、相談体制の整備、職場環境改善等)
- ・高年齢労働者の身体能力の低下を踏まえた転倒等の予防対策
- ・がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援
- ・女性の健康課題(更年期障害、月経関連の症状、疾病等)に対する配慮、支援
- ・化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理
- ・テレワークの増加等に伴う事業場以外の場所で就業する者に対する相談対応等の健康管理支援

※⁸危険性又は有害性が把握されている化学物質



参考3 点検票の提出方法について

大分労働局 14次防



下記のいずれかの方法により、管轄の労働基準監督署へ提出してください。

- ① Web 回答(右の特設サイトから) ②電子メールで送付する ③ 郵便で送付する
④ 監督署窓口へ持参する ⑤ 説明会会場等で監督署職員へ提出する

14次防特設サイト
はこちらから→



監督署	メールアドレス	所在地	管轄区域
大分労働基準監督署	ooita-kantokusho@mhlw.go.jp	〒870-0016 大分市新川町 2-1-36 大分合同庁舎 2 階	大分市・別府市・杵築市 由布市・国東市・日出町 姫島村
中津労働基準監督署	nakatsu-kantokusho@mhlw.go.jp	〒871-0031 中津市大字中殿 550-20 中津合同庁舎 2 階	中津市・宇佐市 豊後高田市
佐伯労働基準監督署	saiki-kantokusho@mhlw.go.jp	〒876-0811 佐伯市鶴谷町 1-3-28 佐伯労働総合庁舎 3 階	佐伯市・臼杵市 津久見市
日田労働基準監督署	hita-kantokusho@mhlw.go.jp	〒877-0012 日田市淡窓 1-1-61	日田市・玖珠町・九重町
豊後大野労働基準監督署	bungoono-kantokusho@mhlw.go.jp	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 1225-9 三重合同庁舎 4 階	竹田市・豊後大野市